



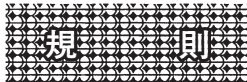
長野県報

9月13日(水)
平成18年
(2006年)
号外

目次

規則

知事及び出納長の職務代理者を定める規則の一部を改正する規則（行政システム改革チーム）…………… 1



知事及び出納長の職務代理者を定める規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成18年9月13日

長野県知事 村井 仁

長野県規則第49号

知事及び出納長の職務代理者を定める規則の一部を改正する規則

知事及び出納長の職務代理者を定める規則（昭和39年長野県規則第64号）の一部を次のように改正する。

第1条第4項を同条第5項とし、同条第3項を同条第4項とし、同条第2項を同条第3項とし、同条第1項中「地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）」を「法」に改め、同項を同条第2項とし、同項の前に次の1項を加える。

地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第152条第1項の規定による知事の職務を代理する副知事の順序は、次のとおりとする。

第1順位 副知事 板倉敏和

第2順位 副知事 腰原愛正

附則

この規則は、公布の日から施行する。

行政システム改革チーム